

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書
 についての住民意見（事業者あて）及び事業者の見解

No.	意見	事業者の見解
1	<p>2-13施設位置の選定について 環境影響評価法では、配慮書の手続きによって、事業について環境面から複数案の検討を行うとされる。一方、大阪府環境影響評価条例では、配慮書の手続きが省略されている。本事業では、環境以外の事項について複数案の比較をしていることから、方法書において、環境面からの複数案の比較を行うべきである。</p>	<p>計画地につきましては、平成27年4月から平成28年3月に泉佐野市田尻町清掃施設組合で実施した「次期ごみ処理施設整備事業に伴う立地アセスメント」により、1次選定時において、土地利用・環境・防災面において複数案を検討を行った結果、2次候補地を選定したものであり、その後、3次選定を実施し、最終的に候補地の選定を行ったものであることから、既に環境面からの複数案の比較を行ったものと考えておりますが、準備書において記載いたします。</p>
2	<p>5-4および6-3 調査の項目、地点、頻度及び方法の内容 事業実施区域は大阪府レッドリスト2014においてランクBの泉州ため池群の範囲内にあり、かつ、ため池が存在することから、水生動植物の調査を実施すること。ごみ処理施設の建設の前に、令和5年度から土地区画整理事業を行うとある(2-15)。区画整理事業はアセスの対象外で、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくとされている。区画整理と本事業は一体のものと考え、方法書作成時点からの改変に伴う影響評価を行うべきである。</p>	<p>建設予定地につきましては、「大阪府レッドリスト2014」の「泉州ため池群」の範囲に指定されていることから、ご指摘のため池2箇所に加え、建設予定地内にありますもう1箇所のため池についても、調査を行う予定としており、その内容につきましては、準備書において記載いたします。</p>
3	<p>6-3 哺乳類で、コウモリを対象とした調査が必要である。</p>	<p>ご指摘のとおりコウモリ調査を実施する予定とし、準備書において記載いたします。</p>
4	<p>6-8 陸生動物について、ラインセンサス法、ポイントセンサス法、各種トラップ法などを実施するとあるが、実施地点・ラインを地図上に記載すること。</p>	<p>陸生動物、植物相及び植生の調査範囲、調査地点及び調査ルートについては、準備書において図示いたします。</p>